第4号議案

芦屋市企業版ふるさと納税基金条例の制定について

芦屋市企業版ふるさと納税基金条例を別紙のように定める。

令和6年2月16日提出

芦屋市長 髙 島 崚 輔

提案理由

地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連し寄付された企業版ふるさと納税の有効活用と円滑な制度運営を図ることを目的として、芦屋市企業版ふるさと納税基金を設置するため、この条例を制定しようとするもの。

芦屋市条例第 号

芦屋市企業版ふるさと納税基金条例

(設置)

第1条 地域再生法(平成17年法律第24号)第5条第4項第2号の規定に基づき、 まち・ひと・しごと創生寄附活用事業に要する経費に充てるため、芦屋市企業版ふ るさと納税基金(以下「基金」という。)を設置する。

(積立て)

- 第2条 基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。
 - (1) 前条の目的に添う寄附金の額
 - (2) 基金の運用から生ずる収益金の額
 - (3) 毎年度予算に定める額

(管理)

- 第3条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
- 2 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えることができる。

(使涂)

- 第4条 基金の運用から生ずる収益金は、その設置の目的を達成するための必要な経費に充てるものとする。
- 2 前項の規定にかかわらず、基金の運用から生ずる収益金は、基金として積み立て ることができる。

(処分)

第5条 基金は、その設置の目的を達成するため必要な場合に限り、処分することができる。

(繰替運用)

- 第6条 市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び 利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。 (補則)
- 第7条 この条例に定めるもののほか、必要な事項は、別に定める。

附 則 この条例は、公布の日から施行する。

参照

芦屋市企業版ふるさと納税基金条例制定要綱

1 制定の趣旨

地域再生法に規定するまち・ひと・しごと創生寄附活用事業に関連し寄付された 企業版ふるさと納税の有効活用と円滑な制度運営を図ることを目的として、芦屋市 企業版ふるさと納税基金を設置するため、この条例を制定しようとするもの。

2 制定の内容

(1) 積立て (第2条関係)

基金として積み立てる額は、次に掲げる額とする。

- ア 前条の目的に添う寄附金の額
- イ 基金の運用から生ずる収益金の額
- ウ 毎年度予算に定める額
- (2) 管理(第3条関係)
 - ア 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。
 - イ 基金に属する現金は、必要に応じ最も確実かつ有利な有価証券に代えること ができる。
- (3) 使涂(第4条関係)
 - ア 基金の運用から生ずる収益金は、その設置の目的を達成するための必要な経費に充てるものとする。
 - イ アにかかわらず、基金の運用から生ずる収益金は、基金として積み立てることができる。
- (4) 処分(第5条関係)

基金は、その設置の目的を達成するため必要な場合に限り、処分することができる。

(5) 繰替運用(第6条関係)

市長は、財政上必要があると認めるときは、確実な繰戻しの方法、期間及び利率を定めて、基金に属する現金を歳計現金に繰り替えて運用することができる。

3 施行期日公布の日

<芦屋市地域再生計画概要>

1 名 称

芦屋市まち・ひと・しごと創生推進計画

2 計画目標

人口減少下にある本市において、市民生活がより豊かになるよう持続的に発展していくため、人口減少の緩和に加え、まちの魅力を高め、市民がいきいきと暮らせるまちを目指し、本計画を推進するもの。

- 3 寄付金額の目安
 - 3,498,889 千円 (令和5年度~令和6年度累計)
- 4 計画期間

地域再生計画の認定の日(令和5年11月17日)から令和7年3月31日まで

- 5 実施プロジェクト
- (1) Ashiya PEACE プロジェクト ~夢中になって学ぶ楽しさを~

「ちょうどの学び」(一人ひとりの個性や特性、興味関心、理解度等を踏まえた 公正で最適な学び)を実現するため芦屋市立学校園のそれぞれの実情に応じなが ら進めるプロジェクト

(2) 持続可能なみらいの都市づくりプロジェクト

既に形成されている本市の良質な住宅や日常生活を支えるサービス施設や公共 交通の充実した良好な住環境を維持し続け、子育て世代や高齢者などすべての世 代が健康で快適に暮らせるまちとして、持続的に発展していくためのみらいの都 市づくりを目指すプロジェクト

(3) ブランディングエリア等活性化プロジェクト

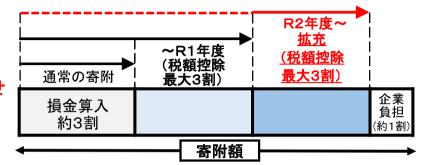
第2期創生総合戦略の3つの重点プロジェクトの1つである「ともに進めるエリアマネジメント」として定められたブランディングエリアに、JR 芦屋駅南地区再開発事業の区域を加えた本エリアを対象として、数多く残る歴史・文化的資源や公共施設を活用し、個性的な商業施設と融合させ、統一感を持たせることで、官民が連携してまちの回遊性向上や賑わい創出の取組を広げてエリアの価値を高めるプロジェクト

企業版ふるさと納税

地方公共団体が行う地方創生の取組に対する企業の寄附について法人関係税を税額控除

制度のポイント

- 企業が寄附しやすいよう、
 - 損金算入による軽減効果に税額控除による軽減効果を上乗せ
 - 寄附額の下限は10万円と低めに設定
- 寄附企業への経済的な見返りは禁止
- 寄附額は事業費の範囲内とすることが必要
- ※ 以下の地方公共団体は対象外。
 - ①不交付団体である東京都
 - ②不交付団体で三大都市圏の既成市街地等に所在する市区町村(市域全体が該当 する場合)
- 本社が所在する地方公共団体への寄附は対象外。



例) 1,000万円寄附すると、最大約900万円の法人関係税が軽減。

①法人住民税 寄附額の4割を税額控除。

(法人住民税法人税割額の20%が上限)

②法人税 法人住民税で4割に達しない場合、その残額を税額控除。

ただし、寄附額の1割を限度。(法人税額の5%が上限)

③法人事業税 寄附額の2割を税額控除。(法人事業税額の20%が上限)

活用の流れ

①地方公共団体が 地方版総合戦略を策定

OO市

総合戦略

〇〇事業

ΔΔ事業

◆◇事業

②①の地方版総合戦略を 基に、地方公共団体が 地域再生計画を作成

4 寄附

企業

地域再生計画

③計画の認定



内閣府

5 税額控除

(法人税)

企業が所在する自治体 (法人住民税・法人事業税)

地域再生計画の認定を受けた地方公共団体の数:46道府県1,587市町村(令和5年11月17日時点)

「企業版ふるさと納税(地方創生応援税制)について(令和5年11月)」抜粋、内閣官房、デジタル田園都市国家構想実現会議事務局/内閣府、地方創生推進事務局 出典